

『全面的取調可視化』の速やかな実施及び法制化を求める 会長声明

昨年12月14日、警視庁、神奈川県警、三重県警、大阪府警は、一連のいわゆるPC遠隔操作による脅迫メールえん罪事件について、誤認逮捕等に至った経緯についての検証結果を公表した。

各警察において、一連のえん罪事件における自らの捜査の誤りを認めていること自体は評価することができる。しかし、その検証は、あくまで第三者を交えない内部調査にすぎない上、誤認の最大の原因が、未知のウイルスによる遠隔操作であったことをことさらに強調するものとなっており、真の問題点に踏み込んでいるとは言い難い。特に、取り調べについての検証はおよそ不十分であり、虚偽自白がなぜ生まれたかなどの取調べにおける問題点が十分に解明されたと言うことはできない。

もとより、本件において、取調べの可視化（取調べ全過程の録音・録画）が行われていれば、虚偽自白の経過も、虚偽自白を生んだ取調べの問題点もすべて検証することができた。警察は、取調べの可視化をしていなかったことにより、取調べの問題点を検証する貴重な機会を失ったと言える。今回の検証では、自白の信用性の吟味が足りなかったとし、供述吟味担当官によって吟味すれば再発防止ができるかのような記載もみられるが、取調べの可視化なくして、虚偽自白かどうかの吟味は困難であり、抜本的な検証も、再発防止策もありえないというべきである。

本年1月18日に、法制審議会の特別部会の基本構想案が公表され、同月29日はその修正案が了承された。その中で取調べの可視化の法制化についても複数の案が示された。その第一案は、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付けるものであり、この点は評価することができる。しかし、対象事件については、今後さらに拡大する余地は残されているものの、「裁判員裁判対象事件の身柄事件を念頭に置いた」ものとなっている。

今回の一連のえん罪事件は、裁判員裁判対象事件ではなかったことから、基本構想案で示された案によれば、取調べ可視化の対象外となる可能性が高く、今回の一連のえん罪事件の教訓をまったく生かさず、取調べの適正化と正面から向き合う姿勢が見られないといえる。

不適正な取調べを防ぎ、えん罪を防止することは喫緊の課題である。当会は、捜査機関に対して、今回の一連のえん罪事件について、改めて第三者による徹底した検証を行うとともに、法制化前においても直ちに取調べ全過程の録音・録画を実施するよう強く求める。また、政府及び国会に対し、全ての事件を対象として、取調べ全過程の録音・録画を義務付ける制度の速やかな法制化を求めるものである。

2013年2月7日

宮崎県弁護士会 会長 松田幸子